

指名停止等一覧表

(期間 令和7年7月1日～令和7年9月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
一般社団法人道南森林整備機構	北海道檜山郡江差町字南が丘7番地63	令和7年8月23日	令和7年9月22日	1ヶ月	工事要領別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	えぞ林業共同事業体(代表者 一般社団法人道南森林整備機構、構成員 合同会社フォレスト)が渡島森林管理署から受注した「7年度渡島署【美利河地区】保全整備(保育間伐・地拵・植付)第3号」において、伐区を誤認し立木34本(被害区域0.05ha、トドマツ外1種、21.41m ³)を誤伐した。
合同会社フォレスト	北海道檜山郡上ノ国町字北村260番地1	令和7年8月23日	令和7年9月22日	1ヶ月	工事要領別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	えぞ林業共同事業体(代表者 一般社団法人道南森林整備機構、構成員 合同会社フォレスト)が渡島森林管理署から受注した「7年度渡島署【美利河地区】保全整備(保育間伐・地拵・植付)第3号」において、伐区を誤認し立木34本(被害区域0.05ha、トドマツ外1種、21.41m ³)を誤伐した。

注：該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。